

今後理事者におつて、指導要綱の検討の際、十分御配慮をいただくこととし、最後の二行については、紹介議員の発言もあり、請願者の願望として採択した次第であります。よろしくお願いしたいと思つます。

○二十番(貫井喜代次君)　まず議長にお尋ねします。

議会運営委員会でも、できない、というところについての具体的な例を一つ、どういふわけでこれができるか、というところを、いつ議長から答弁を願つます。

それから、拘束力について委員長に、再三再四、この願望であるから、というところ、請願であっても陳情であっても、これは願望、要望なんです、全部が、なぜ二行だけが願望であるから、これは言うところの拘束力がない、だ、というところについては、今後の陳情、請願についても、これは大きく問題を残す、影響あり、ます。

まず議長からいふ……。

○議長(末次性男君)　暫時休憩いたします。

午後　四時五十分　休憩

午後五時四十三分　開議

○議長(末次性男君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの貫井議員の議長に対する質問は、先ほども申し上げました、ように、この件については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から答弁をいたします。

(議会運営委員長 小林菊三君登壇)

○議会運営委員長(小林菊三君)

御指名をいただきましたので、議長に代わりまして、貫井議員さんからの御質問に対する御答弁を申し上げます。

委員長審査報告に対する質問が、理事者に行きわたることにあります。たとえば、請願、陳情書の問題等について、その具体的な問題を常に理事者に質問し、委員会が付託された内容を越えた質疑が行われることになり、今後の議会運営に支障を来しますので、議会運営委員会としては、委員長報告だけにとどめることに決定した次第でありますので、御了承をいただきたいと思つます。以上、報告でございます。

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

この際、会期の延長を日程に追加し、先議いたしましたと思ひますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よつて、この際、会期の延長を日程に追加し先議することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 追加日程第一 会期の延長を議題といたします。

議事の都合により、会期を六月三十日まで、七日間延長したいと思ひますか御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よつて会期は六月三十日までの七日間延長することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 本件の審議は、一時保留といたします。

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よつて、本日は、これをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回の本会議は、六月三十日 午前十時から開きます。

本日は、これをもって延会いたします。

午後五時四十六分 延会

議案第五十五號

第九次道路整備五カ年計画の策定に関する決議

右の議案を提出する。

昭和五十七年六月二十三日

福生市議會議長

末次性男殿

提出者	高水惣八
賛成者	田村市郎
〃	宮沢良一
〃	松山清
〃	関米吉

第九次道路整備五カ年計画の策定に関する決議

道路は、経済社会を支える欠くべからざる社会資本であり、地域住民の日常生活における基盤として離すべからざる公器である。

昭和五十七年度を最終年度とする第八次道路整備五カ年計画は、行財政再建計画を先行する政府の方針のもとに完全達成されぬまま終了する見通しとなっている。

地方の時代を迎え、道路の整備充実こそ真の住民生活を営む施策であり、これが強いては財政再建に結びつく鍵であると考ええる。しかるに、当地方の道路整備の現況は、満足に交通を確保できる実情になく、また交通事故対策の上からも道路の整備促進は緊急を要するものとなっている。

したがって、政府におかれては、揮発油税及び自動車重量税等の財源を確実に充当し、昭和五十八年度からの第九次五カ年計画に当たっては、大幅な事業枠の拡大を図り、われわれが熱望する道路整備の推進に十分こたえられるよう望むものである。

右決議する。

昭和五十七年六月二十三日

福生市議会

福総庶発第九百三十六号

昭和五十七年六月十九日

福生市議会議長

末次 性 男 殿

福生市長 田 村 匡 雄

追加議案の送付について

昭和五十七年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 一 諮問第一号 人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取について
- 二 諮問第二号 人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取について

第二回福生市議会

定例

会会議録(第十二号)

昭和五十七年六月三十日福生市議会議場に第二回福生市議会定例会が開催された。
出席議員は次のとおりである。

十七番	田村市郎君
十五番	鈴木藤次郎君
十三番	原敏子君
十一番	小野沢久君
九番	森田治男君
七番	東浦春浪君
五番	加藤謹之助君
三番	石川慶一郎君
一番	

十八番	東田正治君
十六番	末次性男君
十四番	村野武男君
十二番	松山清君
十番	遠藤洋一君
八番	山崎繁三郎君
六番	村尾栄次君
四番	高水惣八君
二番	仲村清信君

十九番 宮沢良一 君
 二十一番 小林菊三 君
 二十三番 関 米吉 君

二十番 指田保雄 君
 二十二番 貫井喜代次 君
 二十四番 塩野鉄之助 君

一 欠席議員は次のとおりである。

十三番 小堺仁七 君

一 欠員は次のとおりである。

なし

第二回市議会 第五回 会合議決（第十二号）

一 議世事務局職員は次のとおりである。

議事 局長 森田 進君
 係長 島田 幸治君
 臨事速 記事務 兼川 啓子 君
 補佐員

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 長田村匡雄 君
 収入 役 高水 求 君
 企画財政部長 生子国利 君
 市民部長 井上久男 君
 建設部長 内田和雄 君
 監査委員事務 局長事務取扱 森田 武 君
 選挙管理委員 会事務局長 篠崎 寛 君
 福祉部長 須崎 進 君
 教育次長 八木房雄 君
 総務部長 浅見裕康 君
 教育 長 森田 猛 君
 助 役 古谷徳男 君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十七年第二回福生市議会定例会議事日程（第四日目）

開議日時 六月三十日（水）午前十時

日程第一 請願第三号

宅地開発等に伴う公園緑地施設用地費負担及び教育施設費負担の軽減に関する請願書（審査報告）

日程第二 陳情第十三号

多摩橋下河川敷における廃材焼却に伴う大気汚染による住民の災害に関する陳情書（審査報告）

日程第三 議案第五十五号

第九次道路整備五カ年計画の策定に関する決議

日程第四 諮問第一号

人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取について

日程第五 諮問第二号

人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取について

日程第六 閉会中の継続審査申し出について

日程第七 特定事件の継続調査について

午前十時 開議

○議長（末次性男君）

ただいまから昭和五十七年第二回福生市議会定例会第四日目の会議を開きます。

○議長（末次性男君）

この際、報告事項がありますので、事務局長として、諸般の報告をいさせていただきます。

（森田議会事務局長報告）

一、議案の一部変更について（別添参照）

○議長（末次性男君）

以上で報告は終わりました。

○議長（末次性男君）

本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 小林菊三君 登壇）

○議会運営委員長（小林菊三君）

御指名をいただきまして、けさほど開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

日程につきましては、お手元に御配付の日程表のとおり決定いたしました。
また、議案の取り扱いについては、二十三日の決定とおりとお願いをすることとい
なしました。

なお、本会議終了後、全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願いを
申し上げます。

以上でございますが、本日の議事が円滑に運営できますようお願いを申し上げ
まして報告いたします。

○議長(末次性男君) 次に委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めま
すので、よろしくお願いいたします。

○議長(末次性男君) これより日程に入ります。

日程第一 請願第三号 宅地開発等に伴う公園緑地施設用地費負担及
び教育施設費負担の軽減に関する請願書を議題とし、前回の議事を
継続いたします。

引き続き、委員長報告に対する質疑を行います。

○二十二番(貫井喜代次君) お許しをいただきますので、引き続き質問と申しますか。
意見というのではないかと思いますが、あるいはまた、お願いということになるか、しと
つ発言をさせていただきます。

去る二十三日の議会の最後は、私が請願書末尾の二行について回答をいた
さしたと言ったことに対して、「拘束力もない、願望事項である」とされたこと
について、執行部に送付された場合、この二行に対し理事者はどのように取り組
めるか、委員会としては理事者側の意見を聞いていない、ということであったので、
大切な末尾二行であると思うので、議長に理事者の意見を聞くことができな
いものかとしたが、議長から「委員会報告であるのでできない」との回答でした。
そこで、「でも、理由は何か」と、尋ねましたところ、暫時休憩となったわけで
ございますが、その後再開されて、議運の委員長から「委員会審査内容を
越えると思うので、委員長報告に対する理事者答弁は控える」ということに
議運は決定した」と報告されました。

以上が、先日の会期延長を決める直前までの経過であると存じます。
そこで、私が申し上げておきたいことは、請願内容の一部が、たとえ一

部としても、内容は大変なものであると思ひ、あるは重要か、重大なものかどうかはわかりませんが、内容は大変なものと思ひ、そのものが解明されなくとも、委員報告であるのでできないとすれば、これはできないとしたわけですが、先日……それで、そういうことでは会議規則の第四十一条の、委員長報告に対する質疑がある、法百十六条に基づく第四十二条の討論及び表決は、空想的存在だとならないのかと、私は危惧するものです。と申し上げることにして、これを具体的に申し上げると、回答もなく審議もなされず、いわゆる不明のままの請願内容を、仮に法百十六条の二の動議が成立し、次に、法百十六条の二、会議規則で申しました第四十二条による表決となった場合、果して、内容の解明もせず理事者からの意見も聞けな、という請願を表決に付して、賛成であるか反対であるのかの意見表明が、それでも可能であると言われるであろうか。可能でないとしたら、結果は第四十六条による再付託、再審議、いわゆる委員会差し戻しとなることに異議が生ずる余地はないと私は思ひます。

私は、御承知と存じますが、この委員長報告に対する質問、当初申し上げたように、請願内容でうたわれている三つを挙げて審査内容をお尋ねしにわけ、

請願内容に関連しにと言われる質問はしておりません。委員長報告に対する質問で、審議されない点を尋ねることは適当とは、まだ当然などと私は思ひませんが、決定しようと、あるは採択しようとされるなら、請願内容の重点を質問することかされないとなると、何のための採択かと私は思ひました。委員長報告という、採択決定とするに不明のままではという、とで理事者の意見をお尋ねたいとして、このことについて会議規則でも、法の解釈でも、また中島先生や山本先生等の解説でも、できないというふうになつていないかと思ひ、けれども私は、そういうことを研究している者でもない、素人ですので、勉強不足で、あるいは研究不足で、できないことになつてゐるかわかりませんが、できないという明文があらう御教授願ひたいと存じます。

か、そこで多数決で採択決定となると、私としてまことに残念と思ひます。それはなぜか。請願書が差し替えられに三月定例会においても、また今回も採択反対ということは、一度も申し上げておりません。せかくの請願であり、審査内容をお聞きしてからとしたことは、三月定例会直後から今回の議会開会までにおいて、何か、何か委員会軽視、軽視と言うより無視というよりな発言、情報という